

# 小規模崩壊地復旧事業施工申請書

この事業を東広島市 町 番地内(別添地図位置)  
において、施工されたく申請します。

なお、採択のうえは次の事項を確約し、市に一切の迷惑をかけません。

## 記

1. 分担金(事業費に対する100分の50)は申請者負担とする。
2. 事業執行に伴う諸問題は、申請者の責任において解決する。
3. 隣接者、隣接土地物件所有者、利害関係者の承諾は申請者が得る。
4. 申請書提出後、事業実施測量及び工事を中止する場合は、事業中止までに要した費用の全額を申請者が負担する。
5. 概略及び実施設計に必要な、最小限度の土地の立ち入り及び立ち木伐採についても上記2・3と同様である。

以上

令和 年 月 日

東広島市長 高 垣 廣 徳 様

申請者 千  
住所  
氏名  
TEL

印

(添付書類:位置図)

# 工事施工承諾書

小規模崩壊地復旧事業 地区工事( 宅)の  
施工を、下記の事項により承諾します。

## 記

1. 施工地内の土地の改築及び、立竹木等の伐採、採取をされても異議ありません。
2. 工事施工により、起こりうる諸問題は、申請者との話し合いにより、事前に解決します。
3. 当該土地を他人に譲渡した場合は、譲渡人にその旨を継承します。

以上

令和 年 月 日

東広島市長 高 垣 廣 徳 様

地権者 千  
住所

氏名 印  
TEL

地権者 千  
住所  
氏名 印  
TEL

地権者 千  
住所  
氏名 印

# 小規模崩壊地復旧事業について

## 採 択 基 準

100万円以上の事業費で受益戸数2戸以上のもの。

※摘要除外

- ① 土地造成等明らかに人為的な原因に基づくもの。
- ② 崩壊土砂の排除のみのもの。

## 分 担 金

事業費の100分の50を申請者が負担する。

但し事業費とは、工事費、測量試験費、事務雑費等の合計です。

## 事業実施の時期

県に採択申請をし採択のあった箇所より事業実施します。

したがって緊急性の高い箇所より順次実施することとなり、実施まで数年を要することもあります。

## 実施までの手続き

現地確認(市)

小規模崩壊地復旧事業申請書・工事施行承諾書(申請者)

県への助成願い(市)

県より事業採択(市)

設計協議(市と申請者)

事業費の確定・分担金納入の確約(市と申請者)

工事の発注(市)

分担金の納入(申請者)

工事完成(市→申請者)

## お問い合わせ先

東広島市役所 産業部 農林整備課

農業基盤整備係 TEL082-420-0406